

個人向け融資に対する貸付自粛制度実施要綱

1. 目的

この実施要綱は、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が設置、運営する全国銀行個人信用情報センター（以下「センター」という。）において、日本貸金業協会（以下「貸金業協会」という。）と連携して実施する貸付自粛制度を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この実施要綱において、次の（１）～（４）に掲げる用語の意義はそれぞれに掲げるところによるものとし、この実施要綱に定めのない用語で全国銀行個人信用情報センターにおける個人情報保護指針（全国銀行個人信用情報センターにおける個人情報の保護と利用に関する自主ルール）に定められているものについては、当該指針に定められた意義を有するものとする。

- （１） 「自粛対象者」とは、本人が会員に対し金銭の貸付けを求めてもこれに応じないこととするよう求める対象となる個人をいう。
 - （２） 「センターの会員」とは、センターに加盟する銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合等の金融機関という。
- （注）センターの会員一覧はセンターウェブサイトを参照。
- （３） 「貸付自粛」とは、本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により自らを自粛対象者とする旨または法定代理人等または親族のうち一定の範囲の者が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨をセンターに対して申告することをいう。
 - （４） 「貸付自粛情報」とは、自粛対象者の氏名、住所、生年月日その他自粛対象者を識別できる事項ならびに貸付自粛の申告があった旨およびその年月日その他センターが定める事項を内容とする情報をいう。

3. センターの責務

- （１） センターは、貸付自粛の申告に対し、誠実、公正かつ迅速な対応を行うものとする。
- （２） センターは、この実施要綱をセンターのウェブサイトに掲載するとともに、貸付自粛制度の案内等に関して全国銀行協会相談室と相互に連携するものとする。
- （３） センターは、貸付自粛制度の円滑な運用を確保するため、必要に応じ、連携先の日本貸金業協会およびその指定する個人情報機関と意見を交換するなどして緊密な連携を確保するよう努めるものとする。

4. センターの会員による周知

センターの会員は、全銀協のウェブサイト等により、貸付自粛制度について顧客に周知を図ることとする。

5. 貸付自粛制度の運用

- (1) 貸付自粛制度は、センターにおいてその運用および管理を行うものとする。
- (2) センターは、後記 13. および 15. のとおり、貸付自粛の申告があった旨を個人情報データベースに登録し、会員の与信取引上の判断の参考情報となるようセンターの会員に提供する。

6. 日本貸金業協会との情報連携

- (1) センターは、受付した申告にもとづく情報を貸金業協会に提供し、また、貸金業協会が受付した情報の提供を受けることにより、センターおよび貸金業協会が指定する個人情報情報機関において登録されそれぞれの会員が利用できるよう情報連携する。
 - (2) 前記(1)で登録される貸付自粛情報は、センターの会員はこの実施要綱に従って取扱い、貸金業協会の会員は貸金業協会が定める「貸付自粛対応に関する規則」に従って取扱う。
- (注)「貸付自粛対応に関する規則」は貸金業協会のウェブサイトを参照。

7. 貸付自粛の申告

- (1) 自粛対象者本人またはその親権者、後見人、保佐人、補助人（ただし、補助人にあっては借財について同意する権限を有する者に限る。以下これらの者を総称して「法定代理人等」という。）は、センターに対し、貸付自粛の申告（以下「申告」という。）をすることができる。
- (2) 自粛対象者の配偶者または二親等内の親族は、次の①～③のすべてに該当する場合には、申告をすることができる。
 - ①自粛対象者が所在不明者であり、その原因が金銭の貸付けによる金銭債務の負担を原因としている可能性があること。
 - ②貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体または財産の保護のために必要であること。
 - ③申告を行うことにつき自粛対象者の同意を得ることが困難と認められること。
- (3) 前記(2)にかかわらず、前記(2)①～③のすべてに該当する場合であって、配偶者および二親等内の親族が申告をすることが著しく困難と認められる場合には、自粛対象者の同居する三親等内の親族は、申告をすることができる。
- (4) 前記(2)または(3)にもとづく申告は、自粛対象者の意思に反することが明らかかな場合には行うことができない。
- (5) 前記(2)または(3)により申告をする場合にあっては、申告者は、自粛対象者

が所在不明者であることにつき、客観的な資料により疎明しなければならない。前記(3)による申告の場合には、申告者が同居の親族であること、また、配偶者および二親等内の親族が申告をすることが著しく困難である事情を併せて疎明しなければならない。

8. 申告の方式

- (1) 申告は、センターに対し、センター所定の貸付自粛申告書を郵送により提出して行う。
- (2) 貸付自粛申告書を提出するに際しては、次の甲欄に掲げる場合に対応する乙欄記載の書類を添付しなければならない。

	甲	乙
①	自粛対象者本人による申告の場合	<p>本人確認書類は、次の(a)～(m)に掲げるもののうち2点。</p> <p>(a) 運転免許証 (コピー)</p> <p>(b) 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降交付のもの) (コピー)</p> <p>(c) 個人番号カード (マイナンバーカード) (コピー)</p> <p>(d) 旅券 (パスポート) (現住所記載の面も) (コピー)</p> <p>(e) 各種健康保険証 (現住所記載の面も) (コピー)</p> <p>(f) 在留カード (外国人登録証明書) (コピー)</p> <p>(g) 住民基本台帳カード (氏名、住所、生年月日の記載があるもの) (コピー)</p> <p>(h) 各種福祉手帳 (コピー)</p> <p>(i) 国民年金手帳 (コピー)</p> <p>(j) 印鑑登録証明書 (発行日より6か月以内に限り) (原本)</p> <p>(k) 戸籍の謄本 (原本)</p> <p>(l) 住民票の写し (原本)</p> <p>(m) その他官公庁から発行または発給された書類で、氏名、住居、生年月日の記載があるもの。(コピー)</p> <p>・上記書類のうち有効期限のあるものは有効期限内のものに限り、またそれ以外の書類では発行日から6か月以内のものに限る。</p>
②	法定代理人等による申告の場合	<p>以下の2種類。</p> <p>a. 申告者の本人確認書類として、前記①(a)～(m)に掲げるもののうち2点。</p> <p>b. -1 法定代理人等のうち未成年者の親権者の場合 戸籍全部事項証明書または自粛対象者本人と親権者が記載された戸籍個人事項証明書 (原本)</p>

	甲	乙
		b.-2 未成年者の親権者以外の法定代理人等の場合 法定代理人等であることを証する、家庭裁判所の発行する 審判書の謄本または後見登記ファイルの登記事項証明書 (原本)
③	自粛対象者の配偶者または二親等内の親族による申告の場合	以下の3種類。 a. 申告者の本人確認書類として、前記①(a)～(m)に掲げるもののうち2点。 b. 申告者と自粛対象者との続柄を証する6か月以内に発行された戸籍全部事項証明書(原本) c. 家庭裁判所が発行する失踪宣告の審判書等、自粛対象者が所在不明であることが客観的に証明できる資料(原本)
④	自粛対象者の同居する三親等内の親族による申告の場合	以下の3種類。 a. 申告者の本人確認書類として、前記①(a)～(m)に掲げるもののうち2点。 b. 申告者と自粛対象者との続柄を証する6か月以内に発行された戸籍全部事項証明書(原本)と住民票記載事項証明書(原本) c. 家庭裁判所が発行する失踪宣告の審判書等、自粛対象者が所在不明であることが客観的に証明できる資料(原本)

9. 貸付自粛に係る同意事項

申告をしようとする者は、当該申告をするに当たり、センターに対し、所定の「貸付自粛に係る承諾事項」に同意してこれを行うものとする。

10. 申告の撤回等

- (1) 申告をした者は、センターが当該申告を受理した日(以下「申告日」という。)から3か月を超えた日以降、当該申告を撤回(以下「撤回」という。)することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、前記7.(2)または(3)に掲げる者が申告をした場合には、自粛対象者は、いつでも当該申告を取り消すこと(以下「取消」という。)ができる。

11. 撤回および取消の方式

- (1) 撤回および取消(以下「撤回等」という。)は、センターに対し、所定の撤回等に係る申告書を郵送により提出して行う。
- (2) 前記8.(2)は、撤回等の場合に準用する。

12. 申告の受理

センターが申告を受けたときは、次の①～④のいずれかに該当する場合を除き、受理するものとする。

- ① 申告者が前記7. の要件を充たしていないとき。
- ② 申告者が前記8. に定めるところにより申告を行わなかったとき。
- ③ 貸付自粛申告書の記載事項のうち重要な事項について虚偽の記載がありもしくは重要な事実の記載が欠けまたは前記8. (2) 乙欄に掲げる書面が偽造または変造されている合理的な疑いがあるとき。
- ④ 申告者が貸付自粛に係る前記9. に定める承諾事項に同意しなかったとき。

13. 貸付自粛情報の登録

- (1) センターは、申告を受理したときには、遅滞なく、貸金業協会に対して貸付自粛情報を通知し、貸金業協会から貸付自粛情報の通知を受けたときにはその内容をセンターの個人情報データベースに登録するものとする。
- (2) 貸付自粛情報の登録期間は申告のあった日から5年を超えない期間とする。

14. 撤回等の受理

センターが撤回等を受けたときは、次の①～④のいずれかに該当する場合を除き、受理するものとする。

- ① 撤回をなす者が申告をした者ではなくまたは取消をなすものが自粛対象者でないとき。
- ② 撤回の場合にあつては、センターが申告を受理した日から3か月以内の日になされたとき。
- ③ 撤回等をなした者が前記11. に定めるところにより撤回等を行わなかったとき。
- ④ 前記11. (1) に掲げる申告書の記載事項のうち重要な事項について虚偽の記載がありまたは重要な事実の記載が欠けているとき。

15. 貸付自粛情報の登録の抹消

センターは、撤回等を受理したときには、遅滞なく、貸金業協会に対して貸付自粛情報を通知し、協会から貸付自粛情報の撤回等の通知を受けたときには個人情報データベースに登録した貸付自粛情報を抹消するものとする。

16. 申告等に係る記録

センターは、申告および撤回等につき、貸付自粛情報の申告および撤回等に係る受理日、貸金業協会に貸付自粛情報の通知をした日等を記録し、貸付自粛申告書および前記11. (1) の申告書ならびにこれらに添付された書面とともに、申告または撤回等を受理した日から5年間保存するものとする。

17. 会員による貸付自粛への基本対応方針

- (1) センター会員は、貸付自粛情報を与信取引上の判断に当たっての参考情報として利用するものとし、貸付自粛制度の趣旨に照らし、資金使途等の申込内容・契約内容等を踏まえ、審査に当たって配慮が必要な情報として適切に取り扱うよう努めることとされている。
- (2) センター会員は、貸付自粛の申告の効果の及ぶ取引として、資金使途を限定しない新規の与信取引（既存取引における貸出残高の増加を含む。）その他の前記2.（3）に掲げる申告理由の状況を惹起するおそれのある与信取引を対象とし、貸付自粛への対応を行うよう努めることとされている。
- (3) センター会員は、貸付自粛情報により顧客が自粛対象者と判明した場合において、貸付自粛制度の趣旨を超えて、当該情報のみをもって既存の与信取引について当該顧客に不利益な取扱いを行わないよう努めることとされている。

18. 貸付自粛の処理の非公開

貸付自粛に関する処理および前記 16. の記録に関しては、この実施要領に定める場合を除き、全て非公開とする。

19. 秘密保持

貸付自粛制度の運用におけるセンター職員またはその職にあった者の秘密保持については、「全国銀行個人信用情報センターにおける個人情報保護指針」第 28 条によるものとする。

(附則)

1. この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

(一部改正実施) 令和 2 年 3 月 6 日。ただし、項番 8. は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

(一部改正実施) 2023 年 4 月 1 日

(一部改正実施) 2024 年 4 月 1 日